

だいじゅうごじょうによう
第十五条 やくいん にんき いちねん
役員の任期は、 一年とする。 ただし、
再任を妨げない。

2 役員は、引き続いて、他の役員に選任されることができる。

1 ほごしや な力 とき ほくめい せんしは
保護者の中から、次のとおり六名を選出する。

イ、各学級の保護者は、互選により、二名の学級代表を

きょうしょくいんなか
ごせん
にめい
しめいいん
せんしゅ
せんしゅ

3 実行委員の中から互選により、一名の指名委員を選出す

4
互選により指名委員になつた六名と実行委員の中から指
こうま
どいはんにいんじやん
はい
はす
めい

三、指名委員会は、各役員別に、定数以上の候補者をあげ、

四 ご う ま し や し め い い い ん か い ば あ い い つ ば ん か い
選挙を行ふ總会において 一般會員から 候補者の指名を

どういえ、同意せ得なはずなつない。

六、役員は、四月の総会において、出席した会員の無記名投票

だいじゅうななじょう
かいちょう
けついん
しうう

七 役員は 五月一 日より就任する

ふくかいちょう
しううかく

だいじゅうはちじょう
第十九条
会長以外の役員を生^シじさせ、実行委員会^{ミツウイニンカイ}に
かいじょうがい やくいん けついん
かいじょうがい やくいん けついん
じつこういんかい

第七章 役員の資格と、その任務

第十九条 この会の目的
だいろくしきょう
きてい
したが
なじひに方針について
やくいん
せんきょ
充分な理解

だいにじゅうじょう
第二十條 かいじょう
会長は、次の職務を行ふ。
つぎ しょくむ おこな

一、総会、および実行委員会を招集し、会議の議長となる。

——他役員よりて校長の意見を聞いて常置委員会
さんじょうちいいんかいとくべついんかいしめいいんかいのぞいい

よん
かくいんかい
くろいん
（指名委員会、
かいけいかんさいいんかい
および会計監査委員会を除く）
のぞ
し
こ出

五、この会の、資産を管理する。

第一回 会長を相続し会長に重荷あることを嘆く

二、記録・通信、その他の書類を保管する。

二 会長の挨拶に従事するの会の原稿を
だいにじゅうさんじょう かいわけい つき しょくむ おこな

いち
そうかい
けつい
よさん
もと
かいけい
じむ
しよね
一、総会が決定した予算に基づいて、いつきいの会計事務を処理

二、予算の立案に協力する。

よん
かいけいんさ
ほうこく
かいいん

第八章 会計監査委員会

第二十四条 この会の經理を監査するために、会計監査委員会を置く。

第八章 会計監査委員会

2 常置委員会相互間ににおいて、委員は、他の委員を兼ねることができない。
第四十一条 企画総務委員会の任務は、次のとおりである。

第一、この会の目的達成のため、役員の補佐を行い、各委員会との年間計画の連絡調整及び、活動に必要な予算の調整をする。

二、
教育環境をより好ましくするようにつとめる。
さんきょううぶんかんきょう

三、教職員と保護者、および保護者相互の連絡
第四十三条 ほけんいんかい ほけんいんかい にんむ つき
保健委員会の任務は次のとおりである。

二、に一、いぢ 会員がいいん 学校がっこう

三、学校の体育行事に協力し児童の健康増進につ さん がっこう たいいくぎょうじ きょうりょく じどう けんこうぜんしん だいよんじゅうよんじゅう ちいきいんかい にんむ つき だいよんじゅうよんじゅう ちいきいんかい にんむ つき

一、児童の家庭生活、社会生活の保護善導につとめる。
二、地域内の関係団体機関および、それらの活動に協力する。

第四十五条 人権成人委員会の任務は次のとおりである。
（一）教育（准）と高まるところを、会員に付けて、教育する。

二、
地域の社会教育を盛んにすることに協力する。
（じんけんもんだい）
（がくしゅうかい）
（きかく）
（うんえい）
（おこな）

三、人権問題についての学習会の企画、運営を行う
よんじんけいはいがくしゅうかいのきくわく、うんぜいを行ふ
四、人権啓発についての広報活動につとめる。
じんけいけいはくについてのこうほうかつどうにつとめる。

五、ちき
地域における関係諸機関との連携をはかる。
第四十六條 云報委員会の任務は、次のとおりである。
だいよんじゅうろくじょ

会員に対し、情報を伝達する。

第四十七條 厚生委員会の任務は、次のとおり

に
一、特別な事情にある児童の援助・補導につとめる。
だいよんじゅうはじょう
第一日 令和元年1月15日 にんちよ
ほんじつ

第四十ノ編
文部省委員会の任務は、次
に、
一、学校給食が充分な効果をあら
かてい
かてい
かせいぜん

第五十一条 この規約は総会において、出席者の三分の一以上の賛成によつて改正する。総会の少なくとも三日前に、その内容を全会員に知らせておかなければならぬ。

第五十一条